

## 静岡県告示第849号

令和3年6月29日静岡県告示第591号にて告示した令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項で準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年11月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 第1 くろまぐろ（小型魚）

#### 1 都道府県別漁獲可能量

33.3トン

#### 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分                          | 配分数量   |
|---------------------------------|--------|
| 静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）    | 0.3トン  |
| 静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）   | 13.4トン |
| 静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで） | 7.7トン  |
| 静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）     | 0.5トン  |
| 静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）    | 6.3トン  |
| 静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）  | 0.3トン  |

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。